

# 介護老人保健施設 ケアホーム やまと 短期入所療養介護運営規程

R6. 3. 22

## 第1章 事業の目的及び運営方針

### (目 的)

第1条 施設は、要介護状態等の利用者に対し、一定の期間、短期入所療養介護計画に基づいた、看護・医学的管理下における介護や個別のリハビリテーション計画に基づくリハビリテーションにより日常生活動作等の維持・回復を図り在宅生活を支援する。

### (方 針)

第2条 施設は、在宅生活の支援施設として、短期入所療養介護サービスを提供し、家庭での介護負担の軽減に努める。

2 施設は、居宅介護支援事業所等の関係機関と連携を図り、在宅生活におけるニーズに即した良質のサービス提供に努める。

## 第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

### (職種・員数)

第3条 施設は、安心した療養生活を送れるよう介護保険法での基準を遵守し、適切に職員を配置し、施設の療養その他必要なサービスが提供できる体制を定める。

- 一 医 師 (施設管理者兼務)
- 二 薬剤師
- 三 看護師・准看護師「以下看護職員という」
- 四 介護福祉士・介護職員「以下介護職員という」
- 五 支援相談員
- 六 理学療法士及び作業療法士
- 七 管理栄養士
- 八 介護支援専門員
- 九 調理員
- 十 事務員

2 職員定数は介護保健基準人員以上の配置として、下記の通りとする。

- |   |               |       |
|---|---------------|-------|
| 一 | 医 師 (施設管理者兼務) | 1名    |
| 二 | 薬剤師           | 1名    |
| 三 | 看護職員          | 9名以上  |
| 四 | 介護職員          | 23名以上 |
| 五 | 支援相談員         | 1名以上  |
| 六 | 理学療法士・作業療法士   | 2名以上  |
| 七 | 管理栄養士         | 1名    |

八	介護支援専門員	1名以上
九	調理員	6名以上
十	事務員	2名以上

(職務内容)

第4条 職員の職務は、次のとおりとする。

- 一 施設管理者は、全職員の管理・業務の実施状況の把握・その他の管理などを行い、目的達成に向けて執行する。
- 二 医師は、入所者に携わる職員の指導監督を行い、健康管理及び医療などの適切な処置を行う。
- 三 事務長は、施設管理者の指揮命令を受け、担当する業務を計画実行する。
- 四 看護長は、施設管理者の指揮命令を受け、看護・介護業務を計画実行する。
- 五 看護職員は、医師の指示のもと、施設サービス計画に基づき、入所者等の疾患及び心身の状況に応じ、適切な技術を持って看護・介護業務を行う。
- 六 介護職員は、医師の指示のもと、施設サービス計画に基づき、入所者等の日常生活全般にわたる介護業務を行なう。
- 七 支援相談員は、入退所・通所等に対する相談指導を行い、又、介護支援専門員と協力し、居宅介護支援事業所並びに地域との連携業務を行なう。
- 八 理学療法士及び作業療法士は、医師の指示のもと、個別リハビリテーション計画に基づき入所者等の疾患及び心身の状況に応じた理学・作業療法業務を行う。
- 九 管理栄養士は、利用者の年齢、心身の状況にあった栄養管理、また、他の職種と協同し利用者ごとの栄養管理を行う。
- 十 薬剤師は、医師の指示のもと、入所者等に対して薬等の服薬指導等の業務を行う。
- 十一 介護支援専門員は、入所者等の疾患、心身の状況及び家族環境、居宅サービスの利用状況等を把握し、諸事情に応じた施設サービス計画作成及び変更の業務及び後方支援活動並びに苦情内容の記録、事故の状況及び事故に対する処置の記録業務等を行う。
- 十二 調理員は、管理栄養士の指揮命令を受け、調理業務を行う。
- 十三 事務職員は、事務長の指揮命令を受け、会計経理、その他一般事務処理及び施設等の保安管理を行う。

### 第3章 利用定員

(利用定員)

第5条 短期入所療養介護の利用定員数は、利用者が申し込みをしている当該日の介護保険施設サービスの定員数より実入所者を差し引いた数とする。

## 第4章 指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額

### (機能訓練)

第6条 施設は、個別のリハビリテーション計画に基づき在宅生活支援に必要なリハビリテーションを行い、日常生活活動の維持・回復を図る。

### (看護及び医学的管理の下における介護)

第7条 利用者の自立支援と日常生活の充実に資するため、短期入所療養介護計画に基づき心身の状況や利用者の有する能力に応じ、居宅において、自立した日常生活を営む事ができるよう、看護・医学的管理下における介護・日常生活訓練・その他必要な医療並びに日常生活の援を行う。

- 2 施設は、利用者の療養上重要な介護サービスである入浴・清拭を、1週間に2回以上は実施する。
- 3 施設は、利用者の疾患及び状況に応じ、排泄の自立を支援する。しかし、やむを得ずオムツを使用する場合は、オムツの交換を適切に行う。
- 4 施設は、自立支援のため、離床・着替え・整容その他を適切に行う。
- 5 施設は、利用者負担による施設職員以外の者による看護・介護を受けさせてはならない。

### (食事の提供)

第8条 利用者の食事は、適切な衛生管理のもとに、栄養並びに利用者の病状と身体の状況・疾患及び嗜好を考慮したものとし、適切な時間に提供する。また、自立支援に配慮して、できるだけ離床を促し、食堂で行うよう努める。

### (その他のサービスの提供)

第9条 施設は、常に利用者の家族との連携を図ると共に、利用者のためのレクリエーションや各行事等を行う。

### (利用料・その他の費用の額)

第10条 基本料金及びその他の利用料金については施設利用料金表に定める。施設は、利用者の負担すべき利用料やその他の費用の名目及び金額について掲示する。  
又、短期入所療養介護サービスの開始時に利用者や家族に具体的に説明し明示する。

### (利用料等の受領)

第11条 施設は、短期入所療養介護サービスを提供した際は、その利用者にサービス費の介護保険より支払われる額を控除した金額を請求する。

- 2 施設は、利用者に居住費・食費、日用品費・教養娯楽費・理容代・衣類洗濯代等の保険適用外の支払いを受ける場合は、あらかじめ利用者及び家族に対して費用の説明を行ない、同意を得なければならない。

- 3 食費および居住費において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については、これを準拠する。

## 第5章 通常の送迎の実施地域

第12条 施設の送迎実施地域は、喜多方市、北塩原村（北山、大塩地区）西会津町（尾登、野沢地区）、会津坂下町を実施地域とする。

## 第6章 施設利用に当たっての留意事項

（指定短期入所療養介護の取扱方針）

- 第13条 施設の短期入所療養介護は、利用者の心身の維持回復や痴呆の状態などを踏まえて短期入所療養介護サービスを提供する。また、相当期間以上利用する場合は、漫然かつ画一的にならないよう配慮する。
- 2 施設は、短期入所療養介護開始時に利用者及び家族に対し、療養上必要な事項の説明を行う。尚、施設利用にあたっての具体的留意事項については短期入所療養介護利用約款に定める。
  - 3 施設は、利用者の心身の維持回復の観点から安定した環境を提供するため特別な場合を除き身体的拘束を行わない。
  - 4 施設は、前項の身体的拘束をやむを得ず行った場合は、行った時間・様態、その際の利用者の心身状況並びに理由について療養記録に記載する。
  - 5 施設は、短期入所療養介護サービスの質の向上のために評価を行い、その改善を図る。

（身体の拘束等）

- 第14条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。
- 2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。
    - （1）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
    - （2）身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
    - （3）介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

（虐待の防止等）

第15条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- 2 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 3 虐待防止のための指針を整備する。
- 4 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- 5 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

（褥瘡対策等）

第16条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別添）を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

（短期入所療養介護計画の作成）

第17条 施設は、相当期間以上にわたり入所が予想される利用者に対し、心身の状況・疾患・希望及び家庭環境並びに医師の診療方針に基づきサービスの開始から終了までの具体的内容を記載した計画を作成する。

- 2 短期入所療養介護計画は、利用者個々のニーズに合わせて作成し、利用者や家族に説明を行う。又、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿って作成する。その際利用者に対し、作成した短期入所療養介護計画を交付する。

（診療の方針）

第18条 施設の医師は、常に利用者の病状や心身の状態の把握に努め、診療は、的確な診断のもと適切に行う。又、利用者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して心理的な効果を上げることができるよう適切に指導する。

- 2 特殊な療法や新しい療法は、厚生大臣が定めるものの他は行ってはならない。又、厚生大臣が定める医薬品以外の医薬品についても、利用者に使用しない。

- 3 施設の医師は、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めた時は、協力病院等への受診又は、他の医師の診療を求める等、適切な措置を講じる。

## 第7章 非常災害対策

（非常災害対策）

第19条 施設は、入所者等の特性に鑑み消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等に対処するための計画を立て、避難・救助・その他必要な訓練を定期的実施し万全を期さなければならない。防火管理規定及び避難・救助計画については別に定める。

(業務継続計画の策定等)

第20条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する短期入所療養介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

## 第8章 その他運営に関する重要事項

(定員の遵守)

第21条 施設、災害等の特別な場合がない限り、介護老人保健施設サービスの定員数を超えて短期入所療養サービスを行ってはならない。

(衛生管理等)

第22条 利用者等の使用する施設・食器・その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずると共に、医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。

- 2 利用者において、感染症が発生し、又は、まん延しないよう必要な措置を講ずるよう努める。
- 3 施設は、適時冷暖房の措置を講じ、空気調整設備等により施設内の適温・適湿・採光の確保及び悪臭・異臭の防止をするよう努める。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第23条 施設職員は、職員である期間及び勤務移動及び退職後も正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又は、その家族の個人情報を漏らしてはならない。

- 2 居宅介護支援事業者や他の施設・医療機関に対して、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により入所者の同意を得なければならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第24条 施設は、居宅介護支援事業者又、その従業者に対し、利用者の紹介又は退所時の紹介等の代償として金品及び財産上の利益を供与及び收受してはならない。

(苦情処理)

第25条 施設は、利用者及び家族からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置し、必要な措置を講ずるよう努め、苦情内容等を記録する。

- 2 施設は、各機関及び国民健康保険団体連合会からの苦情・質問等の照会に応じ

又苦情に関する調査等に協力し、指導・助言等を受けた場合、それに従って必要な改善及び報告を行う。

(事故発生時の対応)

- 第26条 施設は、施設サービスの提供により、事故が発生した場合は、速やかに市町村・入所者の家族等に連絡を行い、必要な措置を講ずる。又、入所者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合、速やかに損害賠償を行う。
- 2 施設は、事故が発生した場合は、事故の状況及び事故に対する処置等に関する内容を記録する。

(記録の整備)

- 第27条 短期入所療養の状況を適正に把握するため次の記録を備え、又、その完結の日から5年間保存を行う。
- 1 管理に関する記録
    - (1) 業務日誌
    - (2) 職員の勤務等に関する記録
  - 2 短期入所療養介護利用者及びサービス提供に関する記録
    - (1) 短期入所療養介護利用時の経過記録
    - (2) 基準第8条第5項に基づく定期的担当者会議の記録
    - (3) 短期入所療養介護利用者等の記録
    - (4) 短期入所療養介護計画書記録
    - (5) リハビリテーション実施計画書記録
    - (6) 看護・介護・リハビリテーション記録
    - (7) 診療等の記録 (完結の日から5年間保存)
    - (8) 献立表及び食事箋の記録
    - (9) 利用者に関する市町村への通知記録
    - (10) 基準第36条第2項に基づく定期的苦情対策委員会記録
    - (11) 基準第37条第2項に基づく定期的事故対策委員会記録

- 附則 この規程は平成14年 4月22日から施行する。  
この規程は平成15年 4月 1日から施行する。 (改定)  
この規程は平成17年10月 1日から施行する。 (改定)  
この規程は平成17年11月 1日から施行する。 (改定)  
この規程は平成18年 4月 1日から施行する。 (改定)  
この規程は平成25年 4月22日から施行する。 (改定)  
この規程は平成30年12月 1日から施行する。 (改定)  
この規程は令和 6年 3月22日から施行する。 (改定)